

新潟市企業立地ビジョン策定検討会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市企業立地ビジョンの策定へ向け、次のことについて専門的な見地からの意見を聴取するため、新潟市企業立地ビジョン策定検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

- (1) 本市の企業立地に係る課題検討に関する事項
- (2) 本市の企業立地に係る将来像に関する事項
- (3) その他検討会議が必要と認める事項

(開催期間)

第2条 検討会議の開催期間は、令和5年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 検討会議は、学識経験者及び専門知識を有する者等のうちから、市長が選任した委員若干名をもって構成する。

(委員任期)

第4条 委員の任期は、就任の日が属する年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第6条 検討会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討会議の進行を行う。
- 3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 検討会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 検討会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 新潟市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められるものである場合
 - (2) 検討会議を公開することにより、当該検討会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、経済部企業誘致課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。